

## 電子契約に関するよくある質問と回答

質 問	回 答
電子契約を行うのにシステムの導入が必要か。	不要です。インターネットに接続できる環境が整っていて、電子メールを送受信できれば利用可能です。
電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。 ※通信費用は自己負担となります。
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
収入印紙は必要なのか。	印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税は発生しません。
電子契約利用申出書はどのように提出すればよいのか。	電子メールにて発注課宛てに提出をお願いします。
電子契約利用申出書は、案件ごとに提出するのか。	契約案件ごとに提出をお願いします。契約案件ごとに、別のメールアドレスを設定しても問題はありません。
締結済みの書類を修正することはできるのか。	一度締結した契約文書を修正することはできません。書類には改ざん不能な電子署名が施されているため、修正を加えると改ざんされたことになるためです。修正を行う場合には再度電子契約を締結し直す必要があります。
署名前に契約書の内容の誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。	契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行います。却下理由を入力すると、その内容が発注課の担当者へ電子メールにより伝達されます。担当者は、内容を修正の上、改めて手続きを行います。
タイムスタンプの日付（お互いの電子署名が完了した日付）よりも前の日付を契約締結日とすることはできないのでしょうか。	できません。 地方自治法第234条第5項にて、契約書に記名押印または契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ、契約は確定しない旨の規定があるため、契約締結日は、お互いの電子署名が完了し、タイムスタンプが付与された日付以降となります。
電子契約の場合、何が契約書の原本となるのですか。	電子署名が付与されたPDFファイルが原本となります。プリントアウトした契約書については、捺印も電子署名も施されないため、「契約書の写し」の扱いとなります。

質 問	回 答
電子契約締結済みの契約書の電子署名の確認方法を教えてください。	Adobe Acrobat Readerで契約書PDFファイルを開き、「電子署名パネル」からタイムスタンプを確認することができます。 詳しくは次のクラウドサインHPを参照するかヘルプデスクにお問い合わせください。 ( <a href="https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919">https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2684919</a> )
契約書のPDFを開くと「電子署名に問題があります」と表示されます。	Adobe Acrobat Readerでの 設定により解消できます。 詳しくは次のクラウドサインHPを参照するかヘルプデスクにお問い合わせください。 ( <a href="https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2668781">https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2668781</a> )
電子署名は契約書上に表示されないということですが、書面で契約が締結されたことを確認する方法はないのですか。	クラウドサインを運営する弁護士ドットコム株式会社名義で、合意締結証明書が発行されます。合意締結証明書には、電子契約書に付与された書類ID、契約の合意を行った当事者、その合意の日時等が記載されます。 なお、発行にはクラウドサインのアカウントが必要となりますので、受領を希望する場合は、発注課の担当者宛てにご連絡ください。